

○文部科学省令第二十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月十五日

文部科学大臣 永岡 桂子

大学設置基準の一部を改正する省令

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう^に改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員数（第十条関係

別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員数（第十条関係

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基幹教員数

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基幹教員数

(1) 専門職学科以外の学科に係るもの

(1) 専門職学科以外の学科に係るもの

〔表略〕

〔同上〕

備考

備考

一〇十 〔略〕

一〇十 〔同上〕

十一 この表に掲げる学部以外の学部に係る基幹教員数については、当該学部

十一 この表に掲げる学部以外の学部に係る基幹教員数については、当該学部

十二 〔略〕

十二 〔同上〕

(2) 専門職学科に係るもの

(2) 専門職学科に係るもの

〔表略〕

〔同上〕

備考

備考

一・二 〔略〕

一・二 〔同上〕

三 この表に掲げる学部以外の学部に係る教員数については、当該学部

〔号を加える。〕

該学部

| | |
|----|--|
| 備考 | <p>表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> |
| | <p>ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に じ、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に規定する教 科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な教 員を置くものとする。</p> <p>四 〔略〕</p> <p>ロ 〔略〕</p> |
| | <p>三 〔同上〕</p> <p>ロ 〔同上〕</p> |

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年十月一日から施行する。

(認可の申請に係る審査に関する経過措置)

第二条 令和六年度又は令和七年度に行おうとする大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。以下同じ。）の認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。

2 令和八年度以後に行おうとする大学の設置等の認可（設置者の変更に係るものに限る。）の申請に係る審査については、前項の規定を準用する。

(届出に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の日前にした大学の設置等の届出については、なお従前の例による。

2 令和六年度又は令和七年度に行おうとする大学の設置等の届出については、なお従前の例による。

(教員に関する経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に設置されている教員養成に関する学部を置く大学に対するこの省令による改正後の大学設置基準別表第一イ(1)備考第十一号及び同表イ(2)備考第三号の規定の適用について

は、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、令和八年度以後に行おうとする大学の設置等の認可（設置者の変更に係るものを除く。）の申請又は届出をする場合（教員養成に関する学部に係るものを含む場合に限る。）には、当該認可の申請又は届出に係る大学については、この省令による改正後の規定を適用する。